

令和8年度障害者スマホ教室開催事業仕様書

原則として次のとおり実施することとする。ただし、あらかじめ甲の承諾を得て、業務内容を変更する場合はこの限りでない。

1 業務内容

- (1) 障害者向けスマホ教室の開催
- (2) 障害者向けスマホ教室に従事するボランティア専門研修の開催

2 会場

埼玉県内

3 講義の内容

- (1) 障害者向けスマホ教室
 - ・ スマホの基本操作
 - ・ 文字の入力
 - ・ インターネットの利用
 - ・ 電子メールの送受信
 - ・ 視覚障害者に特化した音声ソフト等の操作
- (2) ボランティア専門研修会
 - ア ボランティア研修会
 - ・ 障害種別の特性と理解
 - ・ 障害者へのアプローチの方法について
 - ・ 障害者用特殊ソフトの理解
 - イ ボランティアスキルアップ研修会
 - ・ デイジー機器の操作及び、作成方法について

4 実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5 回数

- (1) 障害者向けスマホ教室 3回程度
- (2) ボランティア専門研修会
 - ・ ボランティア研修会 2回程度
 - ・ ボランティアスキルアップ研修会 1回程度

6 受講人数

研修ごとに受講人数を定め、募集すること。

7 受講対象者

(1) 障害者向けスマホ教室

埼玉県に居住する者のうち、スマホを利用する障害者であって、県・市町村の開催する一般向けスマホ教室での受講が困難な者

(2) ボランティア専門研修会

上記(1)で講師及びアシスタント講師を務める者

8 受講料

受講料は無料とする。(ただしテキスト代は自己負担)

9 募集、応募受付及び決定事務

委託先が行う。

10 受講者アンケートの実施

障害者の社会参加への効果など県が提示する項目について受講者アンケートを実施し、結果を取りまとめて県に提出する。

11 その他提出書類

(1) 受講者名簿

(2) その他県が提出を求めた資料、電子データなど